

鴨川条例規制条項施行後の状況について

平成20年11月28日

1 監視・指導の状況

◆ 規制条項に係る監視、指導状況 (件)

	指 導 状 況						
	バーベキュー			バイク 乗 入	花 火	放置自転車	
	禁止区域		禁 止 区域外			移動 台数	返還 台数
	出町	柵野					
4月5日(土) ～11月26日(水)	13	77	169	1174	127	1202	503
4月	0	15	47	144	0	104	15
5月	5	14	33	100	2	133	48
6月	2	9	17	109	4	285	101
7月	1	8	22	286	30	147	79
8月	1	23	26	225	73	118	50
9月	4	5	13	143	18	183	117
10月	0	3	11	135	0	115	74
11月	0	0	0	32	0	117	19

◎ 禁止区域内のバーベキューについては、多くの人に周知されている。

◎ 打ち上げ花火等については、昨年に比べ相当減少したと思われる。

◎ 放置自転車の放置状況

4月7日473台→10月23日116台 と減少した。

◎ 引き続き啓発を継続する。

2 啓発活動

引き続きチラシ配布や広報媒体を利用した広報活動を行い、鴨川条例の趣旨・内容について、啓発を行うこととしている。

【これまでの啓発】

街頭啓発、啓発パレード、新聞広告、府広報（「旬感☆きょうと府」、「月イチ☆きょうと府」、「α-station」、「府民だより」）、ポスター・ちらし配布、出前語り